

# 付加給付支給規程

(この規程の目的)

**第1条** この規程は、組合格約第54条の規定による付加金の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

(付加給付の種別)

**第2条** 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。  
合算高額療養費付加金

(請求形式)

**第3条** 前条に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、または事業主医療機関により請求される診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したときに、また療養費にかかる分については、支給申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(支給時期および支払方法)

**第4条** 付加金は、事業主給与への組入れまたは銀行振込（原則毎月15日、月末）により支給する。

附 則

この規程は、平成25年 3月 1日から施行する。

この規程は、2021（令和3）年10月1日から改正施行する。